

◎新潟県告示第117号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成30年2月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホーム三 の丸	新潟県新発田市大手 町4丁目3番4号	社会福祉法人御幸 会	平成30年2月1 日